

が 28 件、「ダウンロードして読んだ」が 23 件であり、全く読んでいないのは 1 か所のみ（複数回答可）であった。しかし「紹介したことがある」は 6 件、「研修に利用した」は 0 件と活用にはつながっていないことがわかった。

参考となったページについては、全 48 件中の選択率を図 1 に示した。「心のケア、ストレスへの対処」のページと「被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ」（平成 23 年 4 月の震災直後に作成したリーフレットの再掲）がそれぞれ 52%（25 件）ともっとも多く、ついで「地域の防災計画に発達障害児・者の視点を入れる」が 35%（17 件）であった。

3) マルチメディアデジ版「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」について

「自閉症の人のための防災・支援ハンドブック（日本自閉症協会、平成 24 年 3 月）」のマルチメディアデジ版が、国立障害者リハビリテーションセンター研究所のウェブページに掲載された。この資料は、昨年の本調査にて防災関連の資料のなかではもっとも認知度が高かった資料である（96%）。

このマルチメディアデジ版の操作性について尋ねたところ、「ダウンロードして見ることができた」が 54%と過半数であったが、「ダウンロードしたが操作方法がわからない」が 17%、「ダウンロードできない」が 8%、「ダウンロードしたが開かない」が 6%だった。マルチメディア版の活用には、操作性に関してさらに工夫や情報提供が必要であることが示唆された。

4) 当該都道府県もしくは政令指定都市の「防災マニュアル」と「要援護者支援マニュアル」における発達障害に関する記述について

表 2a にあるとおり、「防災マニュアル」では、「要援護者対策については書かれているが、発達障害については書かれていない」がもっとも多く 19 件（40%）で、「ない」と合わせて 21 件（44%）だった。「書かれている（不十分も含め）」は 14 件（29%）であった。「要援護者支援マニュアル」においても発達障害について「書かれている（不十分も含め）」が 17 件（35%）と同程度であった。一方、「防災マニュアル」、「要援護者支援マニュアル」ともに、「（記載の有無について）わからない」が 13 件（27%）に上り、回答者は当該マニュアルに関して発達障害に関する記述の有無を把握していなかった。

5) 災害時の発達障害者支援に関して、知りた

いこと、解決したいことについて

「わからない」が多く 25 件（52%）、「ある」が 15 件（31%）、「ない」が 8 件（17%）であった。「ある」とした方の意見は、「避難場所、避難所、仮設住宅の整備」、「必要物品の備蓄や提供の仕組み」、「防災準備のための費用」、「行政のマニュアルの確認、点検」、「過去の支援事例の共有」であった。

C-2. 市区町村調査の結果および考察

アンケート回収数は 35 件であった（回収率 49%）。

1) 平成 25 年度の災害支援や防災に関する活動
平成 25 年度に発達障害児者の防災に関して 23 件（66%）が何らかの取り組みをしており、「自治体の災害時要援護者支援施策について情報収集した」がもっとも多く 14 件（40.0%）、ついで「自治体の災害時要援護者支援施策へ参画や協力する」が 9 件（26%）であった。一方、「特に実施していない」との回答も 12 件（34%）あった。

2) 「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」の認知度

本調査の実施以前に「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」を知っていたかを尋ねた。「冊子版を読んだ」が 14 件（40%）、「ダウンロードして読んだ」が 2 件（6%）で「読んでいない」は 14 件（40%）であった。

「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」の中で参考となったページは「被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ」（平成 23 年 4 月の震災直後に作成したリーフレットの再掲）が 66%（23 件）ともっとも多く、ついで「心のケア、ストレスへの対処」、「避難所は利用できたか」のページが各 51%（18 件）と関心が高かった（図 1 参照）。

3) 当該自治体の「防災マニュアル」、「要援護者支援マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」における発達障害に関する記述について

表 2b に示すとおり、「防災マニュアル」に「発達障害については書かれていない」のは「防災マニュアルがない」もあわせて 34 件（97%）であった。「要援護者支援マニュアル」に関する問いでは、「要援護者支援マニュアルがない」がもっとも多く 25 件（71.4%）となった。「防災マニュアル」「要援護者支援マニュアル」ともに、「発達障害について不十分であるが書かれている」はわずか 1 件にとどまった。

さらに「福祉避難所運営マニュアル」もしく

は「避難所運営マニュアル」では、「(両者とも)ない」が15件(43%)ともっとも多かった。この中には「平成25年度中に整備する」と答えた3件が含まれ、これを除くと12件(34%)となる。「(福祉避難所運営マニュアルはないが)避難所運営マニュアルに障害者一般について書いてある」は11件(31%)であった。自由記述には「改訂した地域防災計画には、災害時要援護者に『発達障害者(自閉症者)』を明記し、専用のスペースやクールダウンスペースの確保を掲げた」という記述があったが、一方「小さい町なので個別の障害への対応が難しいと思われる」という回答もあった。

C-3. 支援センター調査と市区町村調査の両調査からわかること

1) 「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」については、発達障害者支援センターの認知度は高かったが、市区町村では「読んでいない」者が4割を占めていた。

支援センターと市区町村ともに関心が高かったページは、「被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ」(平成23年4月の震災直後に作成したリーフレットの再掲)、「心のケア、ストレスへの対処」であった。比較すると、市区町村の方が、発達障害への基本的な対応方法が書かれたページや、東日本大震災での発達障害児者や家族の状況について書かれたページへの関心が高かった。防災対策の第一線に立つ市区町村の担当者への発達障害児者に関する基礎的知識を含む情報提供の内容や方法については、さらなる調査および検討を要する。

2) 都道府県や政令指定都市での「防災マニュアル」や「要援護者支援マニュアル」のうち、発達障害に関する記述があると答えたのは3割程度であったが、回答者(支援センター)が記載の有無を把握していない場合も多かった。

一方、市区町村においては、「防災マニュアル」や「要援護者支援マニュアル」における発達障害に関する記述はきわめて乏しいことがわかった。また「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所運営マニュアル」は整備されていない地域もあり、整備されているところでも「障害者一般についての記述はある」とどまっていた。

3) 市区町村の「防災マニュアル」や「避難所マニュアル」等に発達障害児者の視点が盛り込まれ、避難所の環境設定や備蓄内容、各地で実施される防災訓練などが発達障害児者のニーズに合致した実効性の高いものとなるこ

とが求められる。しかし、「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」は、都道府県および政令指定都市に設置されている支援センターには周知されていたが、市区町村までは浸透していなかったことがわかった。今後、市区町村へ届くような情報支援のあり方について、「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」のさらなる活用も含めて、検討が必要である。

D. 結論

・発達障害者支援センターへの調査(回収率56%)では、平成25年度には19%のセンターが防災に向けた取り組みを実施し、支援センターの災害時活動計画の作成のほか、個人や行政への情報提供などを行っていた。都道府県や政令指定都市の「防災マニュアル」等の3割程度に発達障害に関する記載があるようだが十分でなかった。

・埼玉県内の市区町村への調査(回収率49%)では、「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」は4割の認知度であり、「防災マニュアル」等への発達障害に関する記述は乏しかった。

・発達障害情報・支援センターや、市区町村を支援する立場の発達障害者支援センターが、市区町村に対して、災害時の発達障害児者支援に関する情報提供や支援をどのように行うべきか具体的な検討が望まれる。

E. 健康危険情報 特になし

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会等発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

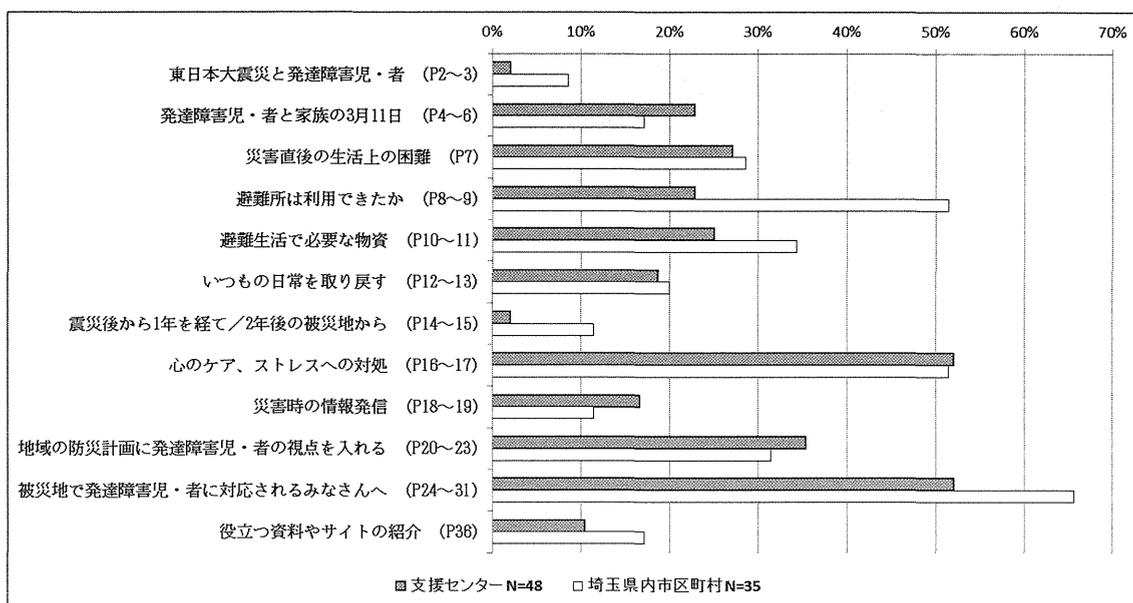


図1 「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」で参考となったページ
—支援センターと埼玉県内市区町村—

表2 「防災マニュアル」や「要援護者支援マニュアル」での発達障害に関する記載について
表2a 支援センター向け調査（都道府県や政令指定都市） N=48

防災マニュアル	回答数	要援護者支援マニュアル	回答数
よく書かれている	3	よく書かれている	2
書かれているが、十分ではない	11	書かれているが、十分ではない	15
書かれていない（要援護者支援のことは記載あり）	19	書かれていない	12
要援護者支援について書かれていない	0		
マニュアルがない	2	マニュアルがない	6
わからない	13	わからない	13

表2b 埼玉県内市区町村向け調査 N=35

防災マニュアル	回答数	要援護者支援マニュアル	回答数
よく書かれている	0	よく書かれている	0
書かれているが、十分ではない	1	書かれているが、十分ではない	1
書かれていない（要援護者支援のことは記載あり）	24	書かれていない	9
要援護者支援について書かれていない	1		
マニュアルがない	9	マニュアルがない	25
わからない	0	わからない	0

表3 「福祉避難所マニュアル」または「避難所運営マニュアル」での
発達障害に関する記載についてー埼玉県内市区町村ー

N=35

福祉避難所運営マニュアルまたは避難所運営マニュアルについて	回答数
福祉避難所運営マニュアルに、よく書かれている。	0
福祉避難所運営マニュアルに、書かれているが、十分ではない。	0
福祉避難所運営マニュアルに、発達障害のことは書かれていない。	3
(福祉避難所運営マニュアルはないが) 避難所運営マニュアルに発達障害について書かれている。	0
(福祉避難所運営マニュアルはないが) 避難所運営マニュアルに障害者一般について書いてある。	11
福祉避難所は指定していない。	3
避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルともない。	15
わからない	2
未記入	1

資料 1 発達障害者支援センター向けウェブ（専用サイト）アンケート アンケート

質問 1 :

災害対応や防災に関して、平成 25 年度に取り組んだこと（もしくは平成 25 年度内に取り組む予定であること）を選んでください。【複数選択可】

- 発達障害児・者に対する災害時の対応や防災に関する研修会を開催した。
- 発達障害児・者に対して、個人避難計画の作成に協力した。もしくは災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 保育所・幼稚園、学校や福祉施設、企業などの機関に対して、避難計画の作成に協力した。もしくは災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 行政、警察、消防等に対して、発達障害児・者に関する災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 貴センター管内の災害時要援護者支援施策について情報収集した。
- 貴センター管内の災害時要援護者支援施策へ参画や協力する。
- 貴センターの災害時活動計画を作成する。
- 特に実施していない。
- その他

質問 2 : 質問 1 で”その他”と回答された方は、内容をお書きください。

☆「災害時の発達障害児・者支援エッセンスエッセンスー発達障害のある人に対応するみなさんへー」(A 5 版 36 ページ)を平成 25 年 3 月に発行しました。この冊子について、質問 3～6 にお答えください。なお、発達障害情報・支援センターのウェブサイトでも PDF をダウンロードすることもできます。

質問 3 :

「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」についてお聞きします。【複数選択可】

- 冊子版を読んだ
- ダウンロードして読んだ
- 紹介したことがある
- 研修に利用した
- その他 ()

質問 4 : 質問 3 で”その他”と回答された方は、内容をお書きください。

質問 5 :

「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」の中で、最も参考となったページを上位から 3 つ選択してください。【複数選択可】

- 東日本大震災と発達障害児・者 p2～3
- 発達障害児・者と家族の 3 月 11 日 p4～6
- 災害直後の生活上の困難 p7
- 避難所は利用できたか p8～9
- 避難生活に必要な物資 p10～11
- いつもの日常を取り戻す p12～13
- 震災後から 1 年を経て／2 年後の被災地から p14～15
- 心のケア、ストレスへの対処 P16～17
- 災害時の情報発信 P18～19
- 地域の防災計画に発達障害児・者の視点を入れる p20～23

被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ

p24～31

役立つ資料やサイトの紹介

p36

質問 6 :

「災害時の発達障害児・者支援エッセンスエッセンスの内容や運用方法に関して、ご意見ご感想があればお書きください。

☆「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」をマルチメディアデイジー化して、国立障害者リハビリテーションセンター研究所のホームページ (<http://www.rehab.go.jp/ri/fukushi/ykitamura/kitamurayayoi.html>) に掲載しました。(社)日本自閉症協会「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」の「マルチメディア DAISY 版(自閉症のあなたへ)」です。使用方法是同じく「マルチメディア DAISY 版の使い方」をごらんください。このことについて、以下の質問 7～10 にお答えください。

質問 7 :

マルチメディアデイジー版「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」について

- ダウンロードして、見た
- ダウンロードしたが開かない
- ダウンロードしたが、操作方法がわからない
- ダウンロードできない
- その他

質問 8 : 質問 7 で”その他”と回答された方は、内容をお書きください。

質問 9 : 上記について、貴センターで提供したい対象はありますか。【複数選択可】

- 当事者
- 家族
- 行政
- 支援者
- ない
- その他

質問 10 : 質問 9 で”その他”と回答された方は、内容をお書きください。

質問 11 :

貴県または貴政令指定都市の「防災マニュアル(あるいは作成ガイドブックなど)」についてお聞きします。

- 防災マニュアルはない
- 防災マニュアルに要援護者支援のことは書いてない
- 防災マニュアルに要援護者支援のことは書いてあるが、発達障害の記載はない
- 防災マニュアルに発達障害のことは書いてあるが、十分ではない
- 防災マニュアルに発達障害のことがよく書かれている

わからない

質問 12 :

貴県または貴政令指定都市の「要援護者支援マニュアル(あるいは作成ガイドブックなど)」についてお聞きします。

- 要援護者支援マニュアルはない
- 要援護者支援マニュアルに発達障害のことは書いてない
- 要援護者支援マニュアルに発達障害のことは書いてあるが、十分ではない
- 要援護者支援マニュアルに発達障害のことがよく書かれている
- わからない

質問 13 :

災害時の発達障害者支援に関して有用な資料(書籍、行政発行のマニュアルなど)がありましたら、タイトル等をご紹介ください。

質問 14 :

災害時の発達障害者支援に関して、現在、知りたいこと、解決したいことはありますか？

- ない
- わからない
- ある

質問 15 : 質問 14 で“ある”と回答された方は、内容をお書きください。

質問 16 :

災害対応について、ならびに会員サイトを利用しての調査について何かご意見等ございましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

資料2 市区町村向けアンケート

「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」に関するアンケート

☆発達障害情報・支援センターでは、平成 25 年 3 月に「災害時の発達障害児・者支援エッセンスー発達障害のある人に対応するみなさんへ」を発行しました。この冊子について下記の質問にお答えください。なお、発達障害情報・支援センターのウェブサイト (<http://www.rehab.go.jp/ddis>) で PDF をダウンロードすることもできます。

質問1. 今回の送付以前に、読んだことがありましたか？【複数選択可】

- 冊子版を読んだことがある
- ダウンロードして読んだことがある
- 紹介したことがある（どこ／誰に？）
- 研修に利用したことがある（内容）
- その他（ ）

質問2. 「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」のなか で、参考となったページを 3 つ選択してください。【複数選択可】

- 東日本大震災と発達障害児・者 p2～3
- 発達障害児・者と家族の 3 月 11 日 p4～6
- 災害直後の生活上の困難 p7
- 避難所は利用できたか p8～9
- 避難生活に必要な物資 p10～11
- いつもの日常を取り戻す p12～13
- 震災後から 1 年を経て／2 年後の被災地から p14～15
- 心のケア、ストレスへの対処 P16～17
- 災害時の情報発信 P18～19
- 地域の防災計画に発達障害児・者の視点を入れる p20～23
- 被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ p24～31
- 役立つ資料やサイトの紹介 p36

質問3. 「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」の内容や運用方法に関して、ご意見ご感想があればお書きください。

☆貴自治体の防災対策について、伺います。

質問4. 災害時要援護者および発達障害児・者に対する防災対策に関して、平成 25 年度に取り組んだこと（もしくは平成 25 年度内に取り組む予定であること）を選んでください。【複数選択可】

- 発達障害児・者に対する災害時の対応や防災に関する研修会を開催した。
- 発達障害児・者に対して、個人避難計画の作成に協力した。もしくは災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 保育所・幼稚園、学校や福祉施設、企業などの機関に対して、避難計画の作成に協力した。もしくは災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 自治会、民生委員等に、発達障害児・者に関する災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 行政、警察、消防等に、発達障害児・者に関する災害時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 自治体の災害時要援護者支援施策について情報収集した。
- 自治体の災害時要援護者支援施策へ参画や協力する。
- 自治体の災害時活動計画を作成する。
- 特に実施していない。
- その他（ ）

質問5. 貴自治体の「防災マニュアル(あるいは作成ガイドブックなど)」についてお聞きます。

- 防災マニュアルはない

- 防災マニュアルに要援護者支援のことは書いてない
- 防災マニュアルに要援護者支援のことは書いてあるが、発達障害の記載はない
- 防災マニュアルに発達障害のことは書いてあるが、十分ではない
- 防災マニュアルに発達障害のことがよく書かれている
- わからない

質問6. 貴自治体の「要援護者支援マニュアル(あるいは作成ガイドブック等)」についてお聞きします。

- 要援護者支援マニュアルはない
- 要援護者支援マニュアルに発達障害のことは書いてない
- 要援護者支援マニュアルに発達障害のことは書いてあるが、十分ではない
- 要援護者支援マニュアルに発達障害のことがよく書かれている
- わからない

質問7. 貴自治体の「福祉避難所」および「運営マニュアル」についてお聞きします。

- 福祉避難所運営マニュアルがあり、発達障害のことがよく書かれている
- 福祉避難所運営マニュアルがあり、発達障害のことは書いてあるが、十分ではない
- 福祉避難所運営マニュアルに発達障害のことは書いてない
- （福祉避難所運営マニュアルはないが）避難所運営マニュアルに発達障害について書いてある
- （福祉避難所運営マニュアルはないが）避難所運営マニュアルに障害者一般について書いてある
- 福祉避難所は指定していない
- 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルともない
- わからない

質問8. 災害時の発達障害者支援に関して有用な資料(書籍、行政発行のマニュアルなど)がありましたら、タイトル等をご紹介ください。

質問9. 災害対応および調査について何かご意見等ございましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

[]

[]

障害（児）者の個人避難計画と避難所における 配慮ガイドラインの作成

～地域防災訓練における聴覚障害者への筆記と掲示の有効性と課題～

研究代表者 北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 主任研究員
研究協力者 白神晃子 同 技術補助員
研究協力者 宮澤典子 同 学院手話通訳学科 教官

研究要旨

避難所における聴覚障害者に対する情報確保方法である筆記と掲示の有効性と課題を明らかにする目的で、地域防災訓練の会場となった2つの小学校に聴覚障害モニター合計4名、筆記者各2名と補助的に手話通訳者合計3名を派遣し、支援状況を記録すると共に参加者と自主防災組織長に面接法による調査を行った。その結果、1) 筆記により進行に関する基本的な情報は確保されたが、モニターは筆記者に手話で内容を確認したこと、2) 防災訓練では進行に関する基本的な情報以外の災害対策に関する説明が多かったこと、3) 筆記には講演での要約筆記のような即時性は求められず、掲示を意識する必要があること、4) 手話通訳により詳細な情報提供をした結果、モニターは積極的に訓練に参加できたこと、5) 聴覚障害を示すバンダナに対する直接的な反応は地域住民からなかったが、聴覚障害者の存在を地域住民が認識する助けになったこと、6) ボランティア経験のある住民が自発的に支援に加わったことが明らかになった。これらの結果から、1) 筆記と掲示方法も検討が必要なこと、2) 地域の人材活用のきっかけに防災訓練を利用できる可能性があること、3) 防災訓練での情報確保には個別に手話通訳者などを手配することが望ましいことが示唆された。

A. 研究目的

災害時における聴覚障害者の困難は、情報不足と意思疎通ができる通常の人間関係を絶たれることによる孤独であるといわれる[1]。しかし、東日本大震災では手話通訳者が被災地に系統的に派遣されたのは、発災後2か月を経た5月11日からであった[2]。派遣の手順は確立されたため、次の機会にはより早く派遣が実現すると期待されるが[3]、発災後3日から7日間は、手話通訳者に限らず被災地内の資源を利用せざるをえないと推測される[4]。また、すべての聴覚障害者に手話通訳者が配置されるのは困難であると予想される。書記日本語が苦手な聴覚障害者もいるが、聴覚障害者が災害時に情報確保をする最も現実的な方法のひとつは筆談であり、避難所でのアナウンスの内容や大きな動きを画用紙にマジックで記入して掲示することが現実的であると指摘されている[5]。この方法は、ろう者にも難聴者にも有効であるばかりでなく、知的障害者、耳の遠い高齢者、記憶が苦手な者、席をはずしていた者にも有効である。また、避難所の

生活の記録にもなる利点がある。

しかし、誰がどのように筆記と掲示をすれば情報が確保できるのかは検討されていない。そこで、本研究では、地域の防災訓練において筆記と掲示を聴覚障害者に提供することで、1) 筆記の効果と課題を明らかにすること、2) 聴覚障害者の存在を地域に認知させること、3) 聴覚障害者への支援方法を筆記者の活動から地域に知らせることを目的とする。

B. 方法と対象

埼玉県所沢市における平成25年度地域防災訓練において、X小学校に1名の聴覚障害者A氏(50歳代男性)、Y小学校に3名の聴覚障害児者Bさん(30歳代女性)、C氏(60歳代男性)、Dさん(小学生女兒)にモニターとして参加を依頼した。A氏とBさんには、聴覚障害者のための防災勉強会の際に、手話通訳者を介して依頼した。両名共に、ひとりで参加ではなく他の聴覚障害者を誘うことを希望したが、地区外からの参加が増えることを避けるために、X校はA氏のみ

参加とした。

両小学校には、会場のアナウンスを画用紙に書き留め掲示するための筆記者各2名を派遣した。筆記者は手話通訳者養成校で要約筆記についての講義2時間を受講し、それぞれ1名は同校卒業後に手話通訳士資格を取得していた。また、手話通訳士をX校には1名、Y校には2名派遣した。さらに、全体の進行と支援状況の記録を動画と静止画で行った。

X校で防災訓練を主催するZ自主防災組織には聴覚障害者1名以外に視覚障害者1名と手動車いす利用者2名の参加を依頼し、事前打ち合わせ会議2回に第一著者が参加した。Y校で防災訓練を主催するW自主防災組織にも同様の依頼を前年度にした。しかし、災害時要援護者の参加を町内会で促しても希望者が少ないために町内の聴覚障害者3名のほかに地区外の電動車いす利用者1名を紹介した。年度初めの市役所危機管理課による防災訓練の説明会において、要援護者の参加促進が依頼されていた。

両校における訓練スケジュールは事前に入手し、Y校からはアナウンス原稿15枚(A4版)を訓練2日前に入手した。プログラムとアナウンス原稿から、防災訓練は模擬避難というよりも防災教育の側面が強く、伝達事項は実際の災害時よりも多いことが推測された。そこで、当初は、見知らぬ大勢の人の中で孤独になることが予想されるモニターの精神的な補助のために配置予定であった手話通訳者に、両校共に、説明的要素の多いプログラムでは通訳を依頼した。すなわち、開会の挨拶、救急法の説明など示説、閉会の挨拶であった。

筆記には、コイルで綴った画用紙A3版とB4版各1冊(S115, マルマン)を準備した。事前に、プログラムの項目を画用紙に記入し、X校では振り仮名もつけた。当日は、追加事項と実施時間を記入した(図1)。記入後は、洗濯紐に洗濯ばさみ(X校)あるいはイーゼル(Y校)に掲示することとした(図2)。

聴覚障害モニター、筆記者、手話通訳者、記録者、自主防災組織長には、防災訓練終了後に、実施状況に関する面接調査を行った。

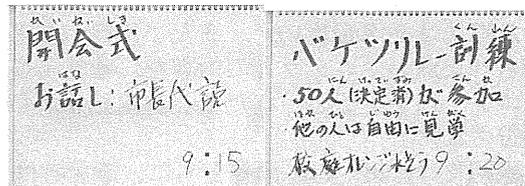


図1 画用紙への記入例、振り仮名つきは訓練前に記入

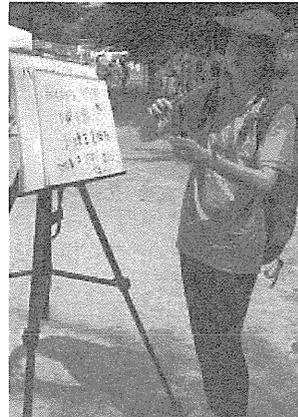
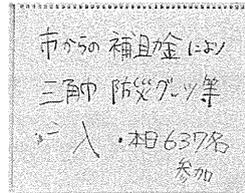


図2 Y校で記入した画用紙をイーゼルに置いたところ

C. 結果

1. 会場までの移動

防災訓練参加者は、X校では町内会ごとに、Y校では隣組ごとに集合して会場に徒歩で移動した。A氏は地区外からの参加であったため単独で自転車で移動した。Bさんは町内会に入っていないなかったために町内会と事前の打ち合わせはなく、単独で会場に移動した。C氏は健聴の子どもと、Dさんは家族および町内会と会場に移動した。

2. 要援護者受付

X校では会場受付の訓練はなかったが、Y校では要援護者と外来者に対する受付訓練も実施された。受付担当はボランティア組織での経験が長い町民女性2名に依頼されており、町内のモニターだけでなく地区外からのモニターとも面識があったことから、地区外の車いす利用モニターは「安心した」と回答した。また、町内の手話サークル会員1名も要援護者受付に自発的に来て、訓練中はモニターと行動を共にした。手話サークル会員は聴覚障害モニター3名と面識があった。

記録者からは「一般受付または要援護者受付で、ボランティア人材を募ること」「ボランティア志願者のコーディネート、ボランティア経験があり、地区の当事者知己があり、支援方法についての知識を備えた町民が行うこと」が提案された。

要援護者受付では、図3に示すリスト式の名簿に記入を依頼した。受付担当者は聴覚障害モニターと筆談で聞き取り記入したが、

「聴覚障害者への支援経験はなく、対応方法がわからなかった」「国リハから提供された筆談用のメモ用紙は役に立ったが、最初から記載事項の選択肢を名簿に記入しておけば時間短縮になった」と述べた。

障害をお持ちのかたの避難者名簿洋式

名前	住所	電話	性別	年齢	介護者係	備考	A 視覚 B 聴覚 C
----	----	----	----	----	------	----	-------------------

V地区外 避難者受付名簿洋式

名前	住所	電話	性別	年齢	備考
----	----	----	----	----	----

図3 V地区の受付名簿様式

また、リスト式の要援護者受付名簿では要援護者同士で互いに障害名や必要な配慮が見えてしまうため、各自が記入済みのカードを持ち込む形式が個人情報の保護としてはよいのではないかと記録者は指摘した。受付登録者はモニター4名を含めて8名であった。

家族と参加したDさんは、はじめは、要援護者受付をせずに地域のテントにいた。事前にBさんからDさんの母親に連絡をしてあったが、当日、BさんはテントにDさんを迎えに行き、要援護者受付を行った。BさんはDさんに対して、要援護者受付をする理由について「災害発生時、家族と一緒にいるとは限らない。一人でいるときに災害にあった場合、必要な支援を申し出るために要援護者のための受付をする練習をしてみよう。」と手話で説明した。

3. 筆記

事前に記入した画用紙、事前に記入した上に当日追加記入した画用紙、当日新たに記入した画用紙数をプログラムにしたがって、表1と表2に示した。X校では2時間で16枚、Y校では3時間で31枚の画用紙を使用した。画用紙1冊は23枚入りであったため、両校共に訓練中は画用紙1冊で足りた。X校ではマイクは示説だけで使用され、その内容は手話通訳されたため筆記されなかった。一方、Y校ではすべての訓練に実況アナウンスがあり、その内容の筆記も行われた。さらに、Y校では、モニターから「練習のために、できるだけ書くように」との指示が筆者からあった。

筆記の効果は2点、課題は3点が指摘された。効果では、第一に、筆記により基本的な情報伝達が確保され、聴覚障害モニターが訓練に積極的に参加できたことが、当事者、運営者

から評価された。Dさんはバケツリレーに先頭で参加し、その様子を自主防災組織会長と学校長が確認したことが報告された。また、X校では「漏れはあったものの、ルビも大体つけられた」「どのくらいの量を、その場で書けるかを知るためには、事前にプログラムに合わせて書いておくのは準備しすぎな気がした」と筆記者は回答された。

表1 X小での画用紙記入内訳 (枚)

スケジュール	事前記入 (うち当 日追記)	当日 記入
	開会式	2(2)
炊き出し訓練	1(0)	0
バケツリレー訓練	1(1)	0
水消火器訓練	1(1)	1
救急救護訓練	1(1)	0
災害時のトイレ	1(0)	0
仮設トイレ設置訓練	1(1)	0
閉会式	2(2)	5
合計	10(8)	6

表2 Y小での筆記記入枚数内訳 (枚)

スケジュール	事前記入 (うち当 日追記)	当日 記入
	浄水器による飲料水給水訓練	1(1)
煙体験訓練	1(1)	0
応急・処置・患者搬送訓練	1(1)	2
消火訓練	1(0)	1
(1) バケツリレー	1(1)	2
(2) 水消火器	1(0)	3
(3) 粉末消火器	1(1)	0
放水訓練、団員隊員と教員の紹介	1(1)	3
非常食配布	1(1)	3
閉会式	5(2)	2
合計	14(9)	17

第二に、筆記は地域住民にも認知され、進行全体の補助的な記録として住民にも活用された。例えば、Y校では筆者に意味を質問した町民は2名程度いた。また、平行して実施された別のプログラムの内容を、聴覚障害モニターに後で伝えられたことは筆者から報告された。

課題では、第一に、両校ともに、筆者は「予想していたよりも十分に内容を書けなかった」と答えた。X校の筆記者は「講演会で

の要約筆記ほど即時性を求められてはいないということも意識から抜けており、『早くかかなくちゃ!』と焦ってしまった。避難所の生活では状況をまとめて必要なことを選別して記入すればよいことに後で気づいた。」と話した。また、「画用紙に記入して示すと、ろう者からは手話で内容の確認がしばしばなされたこと」が報告された。

第二に、平行して実施されるプログラムがあった場合には筆記すべき音声の選択が困難であった。Y校では、本部アナウンスは本部に座ったまま原稿を読むだけでなく、無線マイクを持って説明場面に移動し状況説明を行ったため、原稿以上の実況放送があり、話しが途切れることなく情報量が多かった。また、複数の音源からの放送のどれを選択するかに困難があったり、音声聞き取りにくい場合があったと回答された。たとえば、訓練が平行して実施され、それぞれの訓練のマイク音声と本部アナウンスがあったこと、開始時の本部アナウンスと市の無線放送の重複であった。

課題の第三点は、掲示であった。記入の後に画用紙を掲示する予定であったが、両校ともに掲示は旨くできなかった。その理由は掲示場所の選定が困難であったことと、画用紙を切り取る作業に慣れていなかったこと、個人に見せることに集中しすぎて全体へ掲示する意識を持ちにくかったことが回答された。用紙の大きさについては、横から画用紙を見ていた町民からは「A3版でも小さい」と指摘された。掲示場所の選定が困難だった理由は3つあった。第一に、モニターに見えやすい場所と全員に見えやすい場所を両立することは困難であった。「モニターへの情報確保を優先するのであれば、モニターが簡易筆談機を用意して個別に対応する方がよいと思われる」「個別支援ではなく全体への情報提供として掲示を行う場合には、本部近くに掲示すれば、聞き漏らしたアナウンス内容の確認を本部に直接にできた」と、筆談者からは提案された。第二に、プログラムの進行に伴う場所の移動やモニターの動きがあったために掲示場所を固定できなかった。第三に、実演の説明は解説者の隣に掲示することが望ましいが、輪の中心に移動することがためらわれたと筆記者は述べた。

4. 手話通訳

図4と5に、Y校とX校の屋外プログラムの見

学中におけるモニター、筆記者、手話通訳者の配置を示した。X校には手話通訳者の調整がつかずに1名しか派遣できず、救急講習の通訳では通訳量が多く疲労が見られたため、閉会式での手話通訳から手話通訳士資格のある筆記者が代行した。



図4 左から筆記者、バンダナをつけているモニター4名、奥で顔が見えているのは手話通訳者（X校）

図5 左から筆記者、モニター、手話通訳（Y校）

防災訓練における手話通訳の課題は2点が



指摘された。第一は、手話で通訳する内容の選別であった。見学や参加の際には、筆記者に情報提供を依頼する予定であったが、手話通訳者は「ろう者を前にすると、手話通訳としては耳に入った情報を伝えようという意識が瞬時に働くため、筆記者の存在まで気を回す余裕がなく、ほぼ通常通りの手話通訳をしてしまった。バケツリレーや消火器操作の見学中の説明などは、筆記者に任せても良かった。」と振り返った。

第二は、手話通訳者の数と配置であった。複数のプログラムが平行して行われる場合には、プログラムごとに2名の手話通訳者が、ろう者と地域住民の間の個人的な会話の通訳を行うには、さらにろう者と同じ数の手話通訳者が必要となる。試行では、モニター3名に対して手話通訳者2名であったため、モニ

ターは地域住民とは異なる場所に集合して通訳を受け、地域住民との交流の通訳はなかった。しかし、三角巾の使い方などの際に、地域住民と一緒に巻いたり担架で担いだりという場面はあった。また、自由にプログラムを選択することはできず、3名で行動を共にしがちであった。プログラムに説明が少なく、手が空いた場合には、手話通訳者はモニターに対して、個別に、「通訳をする必要があるか」をたずね、「Dさんは、次第に通訳者を活用する場面が増えた」と、通訳者は回答した。

3.3. バンダナ

モニターは全員、自主的に、「耳が聞こえません」と記入されたバンダナを着用して参加した。東日本大震災の後、市社会福祉協議会、市内の聴覚障害者組織と支援者組織が作成したバンダナであった。A氏は「バンダナを見て声をかけてくれる人はいなかった」と述べた。しかし、記録写真からはDさん以外は着用したバンダナから「聞こえません」の文字表記を完全に読める者はいなかった。A氏では「耳が聞こえま」まで、Bさんではリュックがかぶってしまい「聞こ」しか読めなかった。Y校では、町内の手話サークル会員が「手話ができます」面を表にバンダナを緩く結び着用していたが、しわができていたため、注意すると文字を確認できるものの気づきにくかった(図6)。手話サークル会員は、避難訓練ではバンダナを着用して参加するようにサークルから事前連絡があったと述べた。

一方、Y校の自主防災会長は小学校長に、「バンダナは聞こえないことを示すこと。バンダナをつけた小学生が手話通訳を得て、バケツリレーを先頭で行っていること。」を伝えたと回答した。



図6 聴覚障害を示すバンダナの着用例

D. 考察

1. 筆記の効果と課題

本試行の結果から、避難所生活では、画面紙への筆記により基本的な情報提供は確保されると考えられた。しかし、要約筆記の基礎知識がある者でも即座に状況にあわせた筆記をすることは困難であったことから、避難時

に伝達すべき事項は事前に記入して準備しておくことにより伝達事項に漏れがなくなると考えられた。例えば、支援物資の配給、スケジュールの提示、仮設トイレや入浴の告知である。実際の避難時の記録では、通常的要約筆記のように、逐次、音声を記録するのではなく、内容を大きくまとめて記録することに技法を変える必要があることが指摘された。他に、選択する言葉や振り仮名の有無も、対象により変更する必要があると考える。要約筆記の研修カリキュラムの一部に災害時の避難所での筆記の特殊性を組み込むことや、地域の防災訓練の役割のひとつに筆記を取り入れることで、災害時への準備を蓄積できると考える。

また、防災訓練では、実際の避難よりも防災教育としての説明事項が多く、すべてを筆記することは困難であった。防災訓練での情報確保には、ろう者は手話通訳を、難聴者は要約筆者による筆談を個別に手配することにより、確実に情報を入手できると考えられた。個別に情報を得られれば、複数の聴覚障害者が共に行動する必要もなく、地域住民との交流もしやすいと考えられた。反面、実際の避難においては、限られた情報提供手段を中心に聴覚障害者が集合すると伝達はよく、また、聴覚障害者同士が手話で会話するためには近くで行動することも好まれると考えられる。一方、この場合には、家族や地域としての生活との両立には課題が残されている。

さらに、避難時には筆記の掲示場所や掲示期間を決めておくことで、掲示も参照も安定すると考えられる。図7は、東京都M市の情報伝達訓練での掲示例である。

一方、筆記だけで情報確保が万全といえないことへの配慮も必要であることが示された。ろう者から手話で筆記内容の確認がしばしばなされたからである。手話を第一言語とするろう者が筆記記録だけで十分に納得することの困難を理解し、手話による情報伝達やろう者同士の手話による会話を可能にする場を調整することも必要であると考えられる。

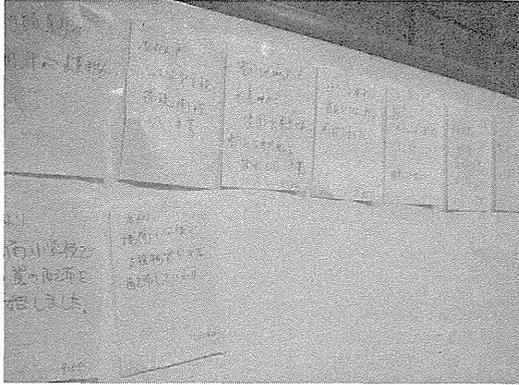


図7 情報伝達訓練での掲示

2. 地域住民による理解

本研究では、聴覚障害者の参加を地域住民は認識し、地域のボランティアから自発的な支援があったことを示した。災害規模が多い場合には手話通訳者や要約筆記者の派遣は初期には困難であることが予想されるため、地域住民による無理のない支援体制の構築が望まれる[6]。そこで、防災訓練において、地域内のボランティアが要援護者への支援方法を地域で紹介することが期待される。

一方、少数の経験者に負担が集中しないように、要援護者も含めて役割を分担する方法を防災訓練や平時の町内会活動から実践する準備も有効であると考え。例えば、要援護者支援受付は要援護者自身も担当することで参加意識を高め、防災訓練の運営に参加することも可能になると考える。特に、聴覚障害者同士の受付は円滑になることが期待される。また、聴覚障害者の場合には手話だけでなく筆談も有効であること、口が見える位置ではっきり話しかけることなどの基本的なコミュニケーション方法を町内で共有し実践する機会として防災訓練を活用するのであれば、見学の次の段階では、炊き出し班等の実践的な体験に加わることが有効であると考え。情報の伝達だけでなく、お互いに知り合うためには手話通訳者あるいはボランティアを伴った参加も有効であろう。

聴覚障害者と支援者の目印に作ったバンダナに対しては地域住民からの直接的な反応はなかった。その理由は、地域住民はバンダナの意味を知らなかったこと、着用方法によっては文字が読めないこと、手話ができない地域住民は読み取れてもどうしたらよいかわからないことが理由であると推測された。従って、バンダナの意味と共に、聴覚障害者への情報提供の方法を地域住民に告知することが、災害時における聴覚障害者への情報確保には有

効と考える。被災地でも、新たな地域創生に伴って実施している聴覚障害に関する啓発の出前講座を参考に、聴覚障害者自身の参加も得て、啓発プログラムを開発することが期待される。

E. 健康危険情報
特になし

F. 研究発表

1. 論文発表
平成 26 年度予定
2. 学会等発表
平成 26 年度予定

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」

分担研究報告書

障害（児）者の個人避難計画と避難所における
配慮ガイドラインの作成

～聴覚障害者の災害準備状況と課題～

研究代表者 北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 主任研究官

研究協力者 宮澤典子 国立障害者リハビリテーションセンター学院 教官

研究要旨

南関東のA市の聴覚障害者9名、市派遣事業の登録手話通訳者と登録要約筆記者18名に東日本大震災における聴覚障害者と手話通訳者の経験に関する講演を行った後、各自の災害準備について質問紙法による調査を行った。その結果、以下が明らかになった。1) 平時における災害準備率は11項目中10項目で聴覚障害者は支援者に比べて有意に低かった。特に、「笛の携帯」と「近所との関係作り」は2割しかいなかった。2) 聴覚障害者は避難所での情報確保方法として「筆談」を最も多く回答し、近隣の人から情報を得られると思う者は2割しかいなかった。3) 講演で勧めた「避難所でアナウンスを筆記して掲示すること」は支援者では7割が実施すると回答したが、聴覚障害者の3割しか「依頼する」と答えなかった。これらの結果から以下が示唆された。1) 「近所との関係作りの方法」と「効果が実感しにくい笛に変わる危険を伝える機器の開発」が平時の準備として有効であること。2) 講演で推薦された「アナウンスの筆記と掲示」は体験者には選択されたことから、災害時の対処方法の有効性を実感する機会を提供することが必要であること。

A. はじめに

聴覚障害者は、災害時に避難に関する情報が得にくく生命の危険が大きいこと、避難所など避難生活中にも通常とは違う方法での情報入手が困難で不利益や孤独感を経験することが指摘されている[1]。著者が、平成24年度に南関東のA市で、障害者を対象に行った調査では、身体障害と知的障害の当事者組織には全会員に質問紙を配布したが、聴覚障害者組織では組織から依頼した8名のみから回答を得た。聴覚障害者で

は、書記日本語による質問紙では内容の理解に齟齬がでることが考えられるため、本研究では、災害時に対する準備状況と課題を明らかにするために、災害時の聴覚障害者支援に関する講演会に参加した聴覚障害者に質問紙法による調査を行った結果を報告する。

B. 方法

所沢市社会福祉協議会を介して、通訳者および要約筆記者の派遣を依頼したことの

ある聴覚障害者、登録手話通訳者、登録要約筆記者合計*名に、「災害時の聴覚障害者支援に関する勉強会」の案内を郵送した。勉強会は、聴覚障害者救援宮城支部で活動した宮沢典子氏（国リハ学院手話通訳学科教官）による講演「聴覚障害者と支援者の災害時の備え一東に本題震災の経験から一」（1時間）の後、休憩時間に、災害への準備状況などに関する質問紙法への記入を依頼し、3つの課題に関する意見交換を行った。講演では、「被災地での聴覚障害者の課題」が紹介され、「避難所では画用紙にアナウンス内容を筆記して掲示するのが実用的」「災害時の支援者の身分保障の必要性」が指摘された（資料11-2）。休憩時間後に質問項目を手話で解説する予定であったが、記入が困難という意見はなかったため、手話による解説は行わなかった。

C. 結果

1. 参加者の属性

勉強会への参加者は、聴覚障害者9名、支援者18名であり、男性4名、女性23名であった。男性はすべて聴覚障害者で、聴覚障害者の中にはろう者と難聴者がいた。年齢は調査しなかったが、外見から聴覚障害者は30歳代から60歳代と判断された。

2. 災害への備え

表1に、聴覚障害者と支援者の災害時の備えに関する回答を、聴覚障害者での比率が多い順に示した。「調査時に、懐中電灯を持っている」以外のすべての項目で、比率は支援者の方が聴覚障害者よりも大きかった。前年度に所沢市社会福祉協議会が聴覚障害者組織及び支援者組織と共に作成した

バンドナの調査日の所持率、飲料水の備蓄率、地域防災訓練への参加率、簡易トイレの備蓄率は聴覚障害者では支援者の約半分であり、食糧備蓄率は3分の1であった。バンドナは参加者全員が所有していた。一方、「所沢市ほっとメール」への登録率は聴覚障害者は33%であったのに対し、支援者では0であった。

所沢市の防災ガイドブックは市内全世帯に配布されており、「読んでいない理由」には記載がなかったが、「防災ガイドブックについて手話での説明会があれば参加する」と聴覚障害者全員が回答した。

表1 聴覚障害者と支援者の災害準備状況

	聴覚障害者	支援者
最寄の避難所の場所を知っている	88.9	100.0
所沢市の「防災ガイドブック」を読んだことがある	66.7	85.7
調査時に懐中電灯を持っている	55.6	28.6
調査時に、バンドナを持っている	44.4	85.7
調査時に、NTT手帳を持っている	44.4	0.0
地域の防災訓練に参加したことがある	44.4	71.4
飲料水を備蓄している	44.4	85.7
所沢市のほっとメールに登録	33.3	0.0
食料を備蓄している	33.3	100
調査時に、笛（または笛に代わるもの）を持っている	22.2	28.6
簡易トイレを備蓄している	11.1	28.6

3. 災害時における支援要請

表2に、聴覚障害者と支援者の災害時に

おける支援要請に関する回答を、聴覚障害者での比率が多い順に示した。聴覚障害者の66.7%は「避難所で近くの人に筆談を依頼できる」と回答したが、「避難所の受付で、アナウンスを文字表示して提示する依頼ができる」は、その半数の33.3%であった。しかし、勉強会から23日後の地域の防災訓練でアナウンスの筆記と掲示を経験した聴覚障害者3名は「依頼できる」に回答を変更した。

また、「災害時に、近隣の人から情報を得られると思う」は、さらに低く22.2%であった。

表2 聴覚障害者と支援者の災害時の支援要請に関する予測

	聴覚障害者	支援者
避難所で近くの人に筆談を依頼できる	66.7	57.1
最寄の避難所に、知り合いの支援者/聴覚障害者はいる	44.4	14.3
災害時に不安がある	44.4	28.6
避難所の受付で、アナウンスを文字表示して提示する依頼ができる	33.3	71.4
災害時に、近隣の人から情報を得られると思う	22.2	42.9

「聴覚障害者の避難所は一次避難所と別にあるとよい」と答えた者は聴覚障害者55.6%、支援者57.1%、「わからない」と無回答をあわせて、それぞれ、33.3%、42.9%であった。

「災害時に不安がある」と44.4%の聴覚障害者が回答し、その内容は、**であった。

4. 今後の準備

表3に、勉強会に参加して準備しようと思ったことを、聴覚障害者での比率が多い順に示した。懐中電灯の携帯は66.7%で最も多く、避難所運営組織への依頼、家具の固定、笛の携帯、近所への依頼は少なかった。「調査時に、懐中電灯を携帯」は55%であり、「今後、準備する」66.7%との和は100%を超えたが、両者に重複した回答は4名であった。一方、「笛の携帯」については重複しなかった。

表3 講演後に準備しようと考えたこと

	聞こえない	聞こえる
懐中電灯の携帯	6	2
バンダナの携帯	5	1
食糧の備蓄	4	1
飲料水の備蓄	4	1
地域防災訓練への参加	4	3
簡易トイレ	3	3
家族内の連絡方法の確認	3	4
笛の携帯	2	1
N T T手帳の携帯	2	2
近所への依頼	2	0
無回答	2	1
家具の固定	1	0
避難所運営組織への依頼	0	0
その他	0	1
計	38	20

D. 考察

1. 平時における災害準備情報の伝達不足

本調査では、聴覚障害者では、災害時だけでなく平時における災害準備情報の伝達

が不十分であることが示唆された。災害時における聴覚障害者の困難の第一として、避難勧告や避難指示が伝達されないために避難の必要性を知ることができないこと指摘されている。本調査でも、「災害時に、近隣の人から情報を得られると思う」は22.2%で低率で、「災害時の不安」にも上げられた。しかし、その対策として、災害時にすべての人に重要であると言われている「近所への事前の依頼」を、今後、準備すると回答した者は22.2%で低率であった。最も効果があるといわれている「近所への事前の依頼」は、障害の有無に関わらず重要であるが、障害があるために平時から近所づきあいに抵抗を持つ場合があることも指摘されている。

第二の困難として、聴覚障害者は、発声できないため閉じ込められた場合に救助の必要を伝えられないことも指摘されている。しかし、同程度の大きさの「懐中電灯の携帯」が50%を超えるのに対して、発声できないことを代替する「笛の携帯」は22.2%しか実行されておらず、今後準備すると回答した者も22.2%で低率であった。音の効果は聴覚障害者には認識しにくいために、笛の携帯は進まない可能性が考えられる。これに対して、懐中電灯は、停電した場合に、筆談や手話が読めないことの不便が認識しやすいために高い所持率になったと考えられる。

いずれの物品も備蓄率が障害者では支援者の半数であったことも特徴的な結果であった。聴覚障害者の全員が「防災ハンドブックを手話で説明すること」を希望したことからも、事前の情報提供にも不足があることが示唆された。

これらの結果から、聴覚障害者は発災後だけでなく、災害に対して平時に準備すべきことについての具体的な方法が未知であったり、必要性を認識しにくいために、準備が実行されていないと考えられた。近所に事前の依頼をする方法を探索すること、および、効果を音でなく視覚あるいは触覚でも同時に示すことで有用性を聴覚障害者が自覚できる笛あるいはスマートフォンのアプリケーションの開発も有効であると考えられる。また、防災ハンドブックなどの手話版や手話による説明会を聴覚障害者や支援者が行政等に要請したり、企画したり、災害準備に関する一般的なセミナーや講習会などに手話通訳者や要約筆記者の派遣を得て参加することが有効であると考えられる。

2. 避難所でのアナウンス

勉強会のはじめに行った講演では、東日本大震災では、被災地に手話通訳者が公的に派遣されたのは5月になってからであったこと、発災直後の避難所では手話通訳者の派遣を期待することはできないために、アナウンスを画用紙に筆記して掲示する方法が現実的であることを伝えた。にもかかわらず、その後に行った調査で、「受付でアナウンスを筆記して掲示することを依頼ができるか」の回答は、支援者で71%であったのに対して聴覚障害者で33.3%であったことは注目される。筆記と掲示は勉強会参加者のすべてが経験したことはなく、その後著者らが地域の防災訓練で試行し有効性と課題を示した(*)。この勉強会の参加者のうち3名が試行を利用し、その後の調査で「受付でアナウンスを筆記して掲示することを依頼ができる」と回答を変更して

いたことから、実際に有効性を体験することで、配慮を依頼することが期待される。試行結果からは、防災訓練は模擬避難訓練ではないために、アナウンスは筆記だけでは十分に内容を伝えられず、聴覚障害者は各自で手話通訳者または要約筆記者の派遣を受けたほうがよいことが指摘された。しかし、防災訓練においても、勉強会に参加した支援者のようにアナウンスの筆記の有効性を認識した者に、デモンストレーションあるいは練習として筆記と掲示を実施することを依頼することで、この筆記と掲示を普及することが考えられる。

3. 本研究の課題

本研究の対象者は少ないため、地域性、平日の昼間に講演会に出席できる条件を備えた場合に結果が偏っている可能性はあり、例数を増やすことは必要である。

また、調査時には手話通訳者を配備したが、質問紙の記載内容に関する疑問は出なかった。「懐中電灯の携帯」67%と「勉強会に参加して懐中電灯を携帯しようと思った」55%の合計は100%を超えた。4名44%が両者に「はい」と回答したことは、「今後」に関する質問の趣旨が正しく伝わっていなかったためと考えられる。